

令和6年 第1回沼田町議会定例会 会議録

令和 6年 3月13日(水)

午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	10番	小 峯	聡	議員	1番	畑 地	誉	議員
	2番	篠 原	暁	議員	3番	鶉 野	範 之	議員
	4番	久 保	元 宏	議員	5番	三 浦	実 希	議員
	6番	伊 藤	淳	議員	7番	長 野	時 敏	議員
	8番	大 沼	恒 雄	議員	9番	上 野	敏 夫	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	横 山	茂 君	教育長	三 浦	剛 君
監査委員	中 村	保 夫 君	農業委員会長	中 村	宗 寛 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	菅 原	秀 史 君	総務財政課長	村 中	博 隆 君
産業創出課長	小 玉	好 紀 君	農業推進課長	前 田	昌 清 君
住民生活課長	嶋 田	英 樹 君	建設課長	瀧 本	周 三 君
保健福祉課長	按 田	義 輝 君	和風園園長	安 念	昌 典 君
旭寿園園長	荒 川	幸 太 君	会計管理者	黒 田	美 和 君

5. 教育委員会教育長の委任を受けて出席した説明員

教育課長 赤 井 圭 二 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 亀 谷 良 宏 君 書 記 中 山 裕 樹 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	予算等審査特別委員会審査報告
議案第16号	沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について
議案第17号	沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
議案第18号	沼田町犯罪被害者等支援条例について
議案第20号	沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第23号	沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第24号	沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第26号	沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について
同意第1号	公平委員会委員の選任について
議案第36号	令和5年度沼田町一般会計補正予算について
	閉会中の所管事務調査の申し出について
	議員の派遣について

(開 会 宣 言)

○議長（小峯聡議長）ただいまの出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(会 議 録 署 名 議 員 の 指 名)

○議長（小峯聡議長）日程第1。会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、久保議員、5番、三浦議員を指名いたします。

(予 算 等 審 査 特 別 委 員 会 審 査 報 告)

○議長（小峯聡議長）日程第2。予算等審査特別委員会審査報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。

○畑地委員長（畑地誉委員長）はい。

○議長（小峯聡議長）はい。畑地委員長。

(畑 地 委 員 長 登 壇)

○畑地委員長（畑地誉委員長）沼田町議会予算等審査特別委員会委員長の畑地です。審査報告のほうを申し上げますので、原稿のほうを開いていただきたいと思います。本委員会に付託された次の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。1、審査付託された事件、(1)から(17)まで、それぞれ報告書のほうをお目通しいただければというふうに思います。次のページに入りまして、2、審査の期間、令和6年3月7日から12日までのうち4日間。3、審査の結果、令和6年度の予算は、一般会計55億3,000万円、特別会計を合わせた総額は74億575万円と、大型建設事業が少ないにもかかわらず諸経費高騰の影響から、ここ数年と比べて大きな規模の提案となっています。新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎え、関係人口拡大を目指す横山町政が本格的に始動します。千歳市周辺に大型の半導体工場が進出することにより、人や物の流れが変わることから、沼田町の関係人口を増やすための新たなチャンスと捉えることができます。令和8年にはJR留萌本線が廃線となりますが、本年は石狩沼田駅横に国内初の公設民営によるクラフトビール醸造所の建設予定として1億800万円が計上されており、駅周辺の活性化に向けた方策を協議する沼田駅未来協議会や地域公共交通計画策定など、廃線後も駅周辺を中心としたにぎわいを構築しようとする予算編成となっています。また本年は、沼田町開拓130年を迎える節目の年であり、様々

な記念事業も計画されていることから、行政と町民が一体となったまちづくりに向けた機運が高まると期待されます。以上、本委員会に付託された条例案7件と計画変更案1件及び予算案9件につき、各課各部署より説明を受け、慎重に審議した結果、次の意見を付して原案どおり可決するものと決定いたしました。(1) 持続可能な福祉事業。諸経費高騰の影響は各施設の全体の予算を押し上げています。一般会計からの繰入れや基金の取崩しによる対応も困難になると予想され、行政執行の効率化が求められます。各施設の在り方を考慮し、長期的視野に立った計画の策定が急がれます。(2) クラフトビールでつながる効果。最大の営業効果は、試飲のできる工場見学です。食との連携も期待され、沼田町の新しいランドマークに成長することを望みます。以上、報告のほうを終わります。

○議長（小峯聡議長）委員長の報告が終わりました。予算等審査特別委員会付託の条例7件、計画変更1件、令和6年度会計予算9件の議案につきましては、議員全員による予算等審査特別委員会で審査、採決したものであり、委員長報告は、意見を付して全て原案可決であります。お諮りいたします。議案第11号から議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号から議案第35号までの17件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御異議なしと認めます。よって、議案第11号から議案第14号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第25号、議案第27号から議案第35号までの17件は、委員長報告のとおり決定いたしました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第3。議案第16号、先ほど住民生活課から説明もありましたが、差し替えになっております。令和6年第1回定例会の02-3を御覧ください。日程第3。議案第16号、沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議案第16号、沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例について提出する。令和6年3月6日。町長名です。沼田町公営住宅条例の一部を改正する条例。沼田町公営住宅条例（平成9年条例第14号）の一部を次のように改正する。条例案の朗読を省略し、提案理由の説明をいたします。このほどの改正は、公営住宅管理標準条例案の改正に伴うもので、主なものとして、1、原状回復費用の取扱いについての制度改正への対応、2、不正入居の場合の家賃の利息についての制度改正への対

応、3、認知症など収入申告が困難な方の家賃設定に係る対応などであります。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第16号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第4。議案第17号、沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹住民生活課長）議案第17号、沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の提出について。沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例。令和6年3月6日提出。町長名です。沼田町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例、沼田町特定公共賃貸住宅（平成10年条例13号）の一部を次のように改正する。条例案の朗読を省略し、提案理由の説明をいたします。このほどの改正は、公営住宅管理標準条例案の改正に伴うもので、その内容として、原状回復費用の取扱いについて、制度改正への対応をするものでございます。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第17号につ

いて採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第5。議案第18号、沼田町犯罪被害者等支援条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○住民生活課長(嶋田英樹住民生活課長) はい。議長。

○議長(小峯聡議長) はい。住民生活課長。

○住民生活課長(嶋田英樹住民生活課長) 議案第18号、沼田町犯罪被害者等支援条例について。沼田町犯罪被害者等支援条例を提出する。令和6年3月6日提出。町長名です。沼田町犯罪被害者等支援条例。条文の朗読を省略し、提案理由の説明をいたします。本条例は、沼田町として犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにして支援の基本となる事項を定め、その規定に基づいて犯罪被害者等支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復と軽減と犯罪被害者等の生活の再建を図ることにより、誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長(小峯聡議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第18号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長(小峯聡議長) 日程第6。議案第20号、沼田町特定教育・保育施設及び特定

地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第20号、沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。沼田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略いたしまして、提案理由を申し上げます。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部の改正に伴いまして、条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては、特定教育・保育施設は、運営規定の概要等を掲示することに加え、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないことが追記され、また、電磁的記録方法においても、磁気ディスク、CD-ROM、その他これらに準ずる方法から、電磁的記録媒体に文言の改正を行うものでございます。なお、施行日は公布の日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第20号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第7。議案第23号、沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第23号、沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。沼田町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略し、提案理由を申し上げます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部の改正に伴いまして条例を改正するものでございますが、改正の内容につきましては、事業所ごとに1名以上の介護支援専門員を置き、事業者が置く管理者は主任介護支援専門員であること、また、利用料、事業に際しての取扱いの追加、運営規定の概要などの重要事項をウェブサイトに記載することの追加、利用者の身体的拘束は生命や身体の保護を緊急に要する場合を除き行ってはならないこと、また、その理由を記録することが明文化され、併せてテレビ会議に関する文言の改正を行うものでございます。なお、施行日は令和6年4月1日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第23号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第8。議案第24号、沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。保健福祉課長。

○保健福祉課長（按田義輝保健福祉課長）議案第24号、沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。沼田町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。条文の読み上げを省略いたしまして、提案理由を申し上げます。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴いまして条例を改正するものでございますが、改正の内容につきましては、これまでは常勤介護支援専門員1人につき35人までの利用者を担当することができましたが、これを44人までに基準人数を変更すること、また運営規定の概要などの重要事項をウェブサイトに掲載することの追加、利用者の身体的拘束は生命や身体の保護を緊急に要する場合を除き行ってはならないこと、また、その理由を記録することが明文化され、併せてテレビ会議に関する文言の改正を行うものでございます。なお、施行日は令和6年4月1日から施行することとしております。以上、提案理由の説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第24号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

(一 般 議 案)

○議長（小峯聡議長）日程第9。議案第26号、沼田町水道事業条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議長。

○議長（小峯聡議長）はい。建設課長。

○建設課長（瀧本周三建設課長）議案第26号、沼田町水道事業条例の一部を改正する条例について。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例を提出する。令和6年3月6日提出。町長名でございます。沼田町水道事業条例の一部を改正する条例。沼田町水道事業条例（平成10年条例第5号）の一部を次のように改正する。以下、条文の朗読を省略し、提案理由を申し上げます。本条例につきましては、水道法による権限であります水道整備及び管理行政が、生活衛生等関係行政の機能強化を図ることを目的に、令和6年4月1日から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることになり、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に基づく既設条例の一部を改正するものであります。具体的には、提案条文内の「厚生省令」を「国土交通省令」に改め、「厚生労働大臣」を「国土交通大臣」に改めるものでございます。なお、この条例につきましては令和6年4月1日からの施行といたしておりますことを申し添えます。以上、提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。議案第26号について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

（ 人 事 案 件 ）

○議長（小峯聡議長）日程第10。同意第1号、公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（横山茂町長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）町長。

○町長（横山茂町長）同意第1号、公平委員会委員の選任につき、議会の同意を求めることについて、現公平委員会委員であります堀達人氏の任期が、令和6年3月26日をもって任期満了となりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、選任する方は、住所が沼田町字北竜213番地39、氏名が堀達人氏、生年月日が昭和30年2月8日生まれ、69歳です。堀氏は、現在公平委員として御活躍を頂いておりますが、識見、人格ともにまさに適しておりますことから、公平委員会委員として再任として御提案申し上げます。令和6年3月6日提出。沼田町長名です。以上、御提案とし、同意いただきますよう、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本案は質疑、討論は省略することに決定しました。本案について採決いたします。お諮りいたします。同意第1号は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決定しました。ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時25分 休憩

午後 4時25分 再開

（ 日程の追加 ）

○議長（小峯聡議長）それでは再開いたします。議事日程の追加についてお諮りいたします。ただいま町長から議案1件、議会から2件が追加案件として提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第27号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について、日程第12、閉会中の所管事務調査の申し出について、日程第13、議員の派遣についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

（ 一 般 議 案 ）

○議長（小峯聡議長）日程第11。議案第27号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時26分 再開

○議長（小峯聡議長）再開いたします。日程第11。議案第36号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）はい。議長。

○議長（小峯聡議長）はい。総務財政課長。

○総務財政課長（村中博隆総務財政課長）会議資料の22番、議案第36号、令和5年度沼田町一般会計補正予算についてをお開き願います。議案第36号、令和5年度沼田町一般会計補正予算について。令和5年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。令和6年3月13日提出。町長名でございます。会議資料の23番、令和5年度沼田町一般会計補正予算（第9号）の2ページをお開き願いたいと思います。令和5年度沼田町一般会計補正予算（第9号）。令和5年度沼田町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,270万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億3,552万7,000円と定める。2項、省略させていただきます。繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。令和6年3月13日提出。町長名でございます。8ページをお開き願いたいと思います。歳出でございます。2款総務費、1項24目ふるさと応援費、ふるさと納税関連費750万円を増額補正するものですが、1月臨時議会で提案し、納税寄附額を3億7,500万円として取り組んでおりましたが、3月10日時点での寄附額が3億7,800万と目標額を上回っていることから、年度末の最終見込みを3億9,000万円とし、返礼品発送に関わる費用及び寄附サイトの広告掲載等PR委託料を増額するものがございます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費、住民税非課税割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金事業と低所得者の子育て世帯に対する臨時特別給付金事業ですが、年度末の実績により減額整理しております。また、低所得者支援及び定額減税補足給付金162万2,000円を補正計上しておりますが、年度末の実績により執行残となった給付金事業費を4月以降新たに対象となる世帯へ給付できるよう、名称及び予算を組み替えて予算措置するものがございます。9ページをお開きください。10款教育費、5項2目社会体育推進事業費20万円を補正計上するものですが、本町出身者らで構成されたチームNMT、昭和新山国際雪合戦で初優勝されたこと、さらにはパワーリフティング全国大会を制し、日本チャンピオンの称号をつかんだ馬狩柊斗君を祝福する懸垂幕作製に関わる所要額を予算計上しております。12款諸支出金、1項5目ふるさとづくり基金費、24節積立金1,500万円を増額補正するものですが、3月末までの寄附金の実績を見込み、増額計上するものござい

ます。7ページへお戻りください。歳入です。12款地方交付税、1項1目地方交付税770万円を増額するものでございます。今回提案しております歳出予算に地方交付税を増額いたしまして、収支の均衡を図ったものでございます。19款寄附金、1項2目総務費寄附金、1節ふるさとづくり基金寄附金1,500万円の増額は、3月末までの実績を見込み、増額計上するものでございます。3ページへお戻りください。3ページ下段でございます。第2表繰越明許費、3款民生費、1項社会福祉費、低所得者支援及び定額減税補足給付金事業162万2,000円は、先ほど歳出でも御説明いたしましたが、令和6年度新たに住民税均等割非課税となる世帯などへの給付金に係る事業費を繰越し措置とするものでございます。以上、申し上げまして提案説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（小峯聡議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。御意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）御意見なしと認め、討論を終結いたします。本案について採決いたします。お諮りいたします。議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

（ 閉会中の所管事務調査の申し出について ）

○議長（小峯聡議長）日程第12。閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は、産業福祉常任委員会が調査終了までの閉会中の所管事務調査の申出であります。この際、説明を省略し、許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小峯聡議長）異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

（ 議員の派遣について ）

○議長（小峯聡議長）日程第13。議員の派遣についてを議題といたします。お諮りいたします。本件は、記載のとおり、令和6年度における議員の派遣であります。こ

の際、説明を省略し、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小峯聡議長) 異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決定しました。

(閉 会 宣 言)

○議長(小峯聡議長) 以上で、本定例会に付議された案件は全て終了しました。これにて、令和6年第1回沼田町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後 4時33分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長	小 峯 聡
署名議員	久 保 元 宏
署名議員	三 浦 実 希